

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	政策調整会議
開 催 日 時	令和3年1月12日（火） 午前8時53分から 午前9時43分まで
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出 席 者	<p>關野副市長、神田市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、宮村市民環境部長、佐藤福祉部参事兼福祉相談課長、麦田こども・健康部長、笠間都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、木村上下水道部長、村山議会事務局長、斎藤学校教育部次長兼教育総務課長、神頭生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 高橋人権庶務課長、佐藤同課長補佐、竹本同課専門員兼男女平等推進係長、渡邊同課同係主査</p> <p>（担当課2） 奥山総務部次長兼職員課長、中川同課長補佐、齊藤同課人事研修係長</p> <p>（担当課3・4） 田中上下水道部次長兼下水道課長、松本同課長補佐兼業務係長、西島水道経営課長、上原同課庶務係長</p> <p>（事務局） 櫻井政策企画課長補佐、江原同課政策企画係主任</p>
会 議 内 容	<p>1 第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（案）</p> <p>2 朝霞市職員の配偶者同行休業に関する条例（案）</p> <p>3 上下水道部組織再編（案）</p> <p>4 上下水道審議会条例（案）</p>

<p>会 議 資 料</p>	<p>【1-1】第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（案）について（概要）</p> <p>【1-2】第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（案）</p> <p>【2-1】朝霞市職員の配偶者同行休業に関する条例（案）の概要</p> <p>【2-2】朝霞市職員の配偶者同行休業に関する条例（案）</p> <p>【3-1】上下水道部における組織再編（案）</p> <p>【4-1】上下水道審議会条例（案）について</p> <p>【4-2】朝霞市上下水道審議会条例（案）</p>			
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>要点記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管（保存年限 年）</p> <table border="1" data-bbox="454 817 933 913"> <tr> <td data-bbox="454 817 933 913"> <p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p> </td> <td data-bbox="933 817 1401 913"> <p><input type="checkbox"/>会議録の確認後消去</p> <p><input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</p> </td> </tr> </table> <p>会議録の確認方法</p> <p>出席者の確認及び事務局の決裁</p>		<p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p>	<p><input type="checkbox"/>会議録の確認後消去</p> <p><input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</p>
<p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p>	<p><input type="checkbox"/>会議録の確認後消去</p> <p><input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</p>			
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>				

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（案）

【説明】

（担当課：高橋人権庶務課長）

第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（案）について、資料1－2を元に説明させていただく。

2ページ、計画の概要について。

本市では、男女平等推進条例に基づき、平成28年度から令和7年度までの10年間を基本計画期間とした「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定し、男女平等推進に資する様々な施策を実施している。このたび、前期基本計画が令和2年度で終了することに伴い、新たに令和3年度を初年度とする後期基本計画を策定するものである。策定にあたっては、令和元年度に市民意識調査や事業所アンケート、職員意識調査を実施し、また、国や県の指標・数値等を勘案しながら後期基本計画の策定を進めているところである。

後期基本計画は、基本的には前期基本計画をベースにし、〈めざす姿〉や〈重点課題〉、〈施策目標〉について大幅な変更はしない方向性で考えている。なお、市の最上位計画である第5次朝霞市総合計画後期基本計画についても並行して策定中であり、この総合計画との整合性を考慮することや、近年の社会の変化や、これまでの男女平等施策の成果も踏まえた上で策定を進めているところである。

次に各章ごとに内容の説明をさせていただく。

まず、1ページ「第1章 計画の基本的な考え方」についてだが、「1計画策定の目的」、「2計画の性格と位置づけ」、「3計画の構成・期間」、「4めざす姿」、「5重点課題」、「6施策目標」という構成になっており、次の「7第2次朝霞市DV防止基本計画」、「8朝霞市女性活躍推進計画」は、本計画をDV防止基本計画として位置づけていることや、平成27年9月に女性活躍推進法が施行されたことに伴い、女性活躍推進に基づく市町村推進計画に位置づけることとしており、後期基本計画での位置付けを明確にするために表記したものである。

次に、12ページ「9施策の体系」として、計画の全体像を示したものとなっている。

前期計画と比較して、基本的な構成は変更しない方向としており、〈めざす姿〉、〈重点課題〉、そして、基本計画部分である〈施策目標〉、〈施策の方向〉という構成になっている。〈めざす姿〉はそのまま継続することとし、〈重点課題〉についても上位計画である総合計画の中柱との整合を図っているので、前期基本計画と同様とする。

続いて、〈施策目標〉だが、前期基本計画では3の部分が「性と生殖に関する健康と権利の尊重」となっていたが、後期基本計画では「多様性の尊重と理解促進」に変更し、「性と生殖に関する健康と権利の尊重」とともに、LGBTQ等の人権課題に対応していくため「性的指向・性自認等に配慮した啓発の推進」との施策の方向性を示している。

「多様性の尊重と理解促進」を追加した理由としては、日々の生活の中での偏見や無理

解による不平等や生きづらさを抱えている人がいること、誰もが持ち合わせている性的指向や性自認に関して、「多様な性」についての正しい理解を深める取組が求められていると考えられることから変更した。

さらに、〈施策目標〉「4 異性間の暴力の根絶」という言葉の表現について、異性間だけに起こる問題ではないため、「異性間やパートナーからの暴力の根絶」という表現に変更している。そして、〈施策目標〉「6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進」の〈施策の方向〉に「町内会や自主防災組織等における男女共同参画の推進」を追加している。これは、町内会や自治会等の地域団体における防災意識の高まりや女性の参画を推進するための情報提供等を積極的に行う必要があると考えられることから変更している。

次に、13ページ「10本計画とSDGs」の表記を新たに加えているが、朝霞市男女平等推進条例第3条第7項〈基本理念〉において、「男女平等の推進に当たっては、国際社会における取組と密接な関係を有して行わなければならない」との規定があるため、SDGs 持続可能な開発目標と本計画の施策を関連付けた表を掲載し説明している。

次に、15ページ「第2章朝霞市の現状と取組」についてだが、市民意識調査や事業所アンケート、職員意識調査の結果を踏まえた本市の男女平等に関する現状と、現在までの取組として男女平等推進行動計画の第1期計画及び第2期前期計画で進めてきた男女平等推進施策について記述している。

次に、31ページ「第3章基本計画」についてだが、第1章の説明において「施策の体系」について説明させていただいたが、その具体的な計画内容を示している部分となる。なお、各施策目標のページ右下には、施策推進の指標とするための目標数値に係る表を掲載している。

まず、32ページ施策目標1「男女平等の意識の浸透」だが、男女平等の将来像の提案や、性別による固定的役割分業意識の解消に向けた意識を醸成していくこと、また、学校や家庭、地域活動を通じて、男女平等意識の浸透に向けた施策を展開していく旨の計画内容となっている。男女平等広報紙「そよかぜ」や、あさか女と男セミナー等での啓発活動、課題に対応したリーフレットの作成、男女平等推進顕彰制度の活用等により、市民の男女平等意識の高揚を図っていきたいと考えている。

次に、36ページ施策目標2「自己実現へ向けた学習機会の充実」だが、女性が多様なライフコースを選択できるための情報提供の場の創出や、自己実現を果たすためのNPOなど市民団体との連携体制を図る旨の計画内容となっている。女性センターの相談機能や、女性総合相談の充実、女性センター活動団体等の連携の輪を広げる事業を展開していきたいと考えている。

次に、40ページ施策目標3「多様性の尊重と理解促進」だが、性と生殖に関する健康と権利、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を普及させることや、LGBTQ等の人権課題に対応していくため「性的指向・性自認等に配慮した啓発の推進」との施策の方向性を示している。男女平等広報紙「そよかぜ」や、あさか女と男セミナー等での啓発活動、多様な人権課題に対応したリーフレットの作成、あさか学習おとどけ講座を活用した若年層への啓発などの事業を展開していきたいと考えている。

次に、44ページ施策目標4「異性間やパートナーからの暴力の根絶」だが、配偶者やパートナーからの暴力の根絶に係る意識啓発と、相談・支援を行うこと、また、令和2年度から4年度までの間が集中強化期間と示された「性犯罪・性暴力」の根絶に向けた啓発を行う旨の施策の方向性を示している。あさか女と男セミナー等での啓発活動、DV相談及び必要な支援の実施と関係機関との連携強化、性犯罪・性暴力対策の庁内連携体制の確立などの事業を展開していきたいと考えている。

次に、50ページ施策目標5「女性の職業生活における活躍の推進」だが、市政における男女共同参画の推進や、市内企業等における就業上での女性の活躍を推進する旨の施策の方向性を示している。朝霞市庁内男女平等推進指針や朝霞市特定事業主行動計画の推進、審議会等の女性委員登用率増加に向けた取組、就業上での女性の活躍を市内事業所に周知するなどの事業を展開していきたいと考えている。

次に、52ページ施策目標6「地域団体や事業所における男女共同参画の推進」だが、仕事と家庭・地域活動との両立を支援していく考え方の周知や男女平等及びジェンダーギャップの解消に向けた周知啓発、地域活動や防災分野における男女共同参画を推進する旨の施策の方向性を示している。地域活動への参加促進や女性視点による防災対策の推進に向けた事業を展開していきたいと考えている。

次に、57ページ第4章については、本計画の推進体制として、人権庶務課男女平等推進係、女性センターで行う進行管理についての説明を記述している。

なお、12月の市議会定例会において一般質問をいただき、「指標や数値目標等が一目で分かるように」、また、「計画を通じて、市の男女平等・共同参画に対する姿勢やリーダーシップを示すべき」との御意見を踏まえ、各施策目標のページ右下に掲載している、目標数値に係る表を一覧表とし60ページに掲載し、また、61ページに国で定める男女平等・共同参画のためのポジティブ・アクションにおける、本市の取組についての表記を新たに加えることとした。

最後に、「資料」として用語の解説や、男女平等施策の推進に係る年表、男女平等に関連する法律や条例を掲載している。

【意見等】

(宮村市民環境部長)

54ページの町内会や自主防災組織等における男女共同参画の推進について修正を行ったとの説明があったがどのような経緯からか。

(担当課：高橋人権庶務課長)

災害等が発生した場合に利用される避難所では、女性視点での運営が求められているので、女性視点での防災対策についてのリーフレット等を作成して啓発活動を行っていく。また、町内会の会長や副会長については、男性の割合が多い中で女性がもっと活躍していくべきと国の計画等でも定められていることから、本市においても啓発活動を進めていく必要があることから計画に入れ込んでいる。

(宮村市民環境部長)

女性視点での防災対策を推進していくことは非常に重要で理解できるが、指標にある町内会の会長に占める女性の割合を増やすことが男女共同参画に直接結びつかないのではないか。会長だけに限定するのではなく、役員の割合等に変更してはどうか。

(担当課：高橋人権庶務課長)

いただいた意見を踏まえ、検討させていただく。

(麦田こども・健康部長)

48ページの関係機関等との連携について。現状と課題の本文には、関係機関の名称として要保護児童対策地域協議会の名称が列記されているが、49ページの図表には記載されていない。図表の中にも明記すべきでは。

(担当課：高橋人権庶務課長)

図表の中に明記できるよう、検討させていただく。

【結果】

一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 朝霞市職員の配偶者同行休業に関する条例（案）

【説明】

(担当課：奥山総務部次長兼職員課長)

朝霞市職員の配偶者同行休業に関する条例について、説明させていただく。

条例の目的については、市職員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等する配偶者と外国において生活を共にするための休業制度として、新たに設けるものである。

次に、制度の内容だが、配偶者が外国で勤務する場合や、外国の大学等で就学する場合、公務の運営に支障がないと認めるときは、3年を超えない範囲内で休業を認めることとしている。

また、休業期間の延長と取消については、休業を開始した日から3年を超えない範囲内で休業の延長を申請することができ、配偶者が外国滞在事由に該当しなくなった場合や、市職員が産前産後休暇等を取得することとなった場合に取消となる。

次に、配偶者同行休業に関する条例に係る県内の状況だが、令和2年4月時点で、さいたま市、川崎市、熊谷市など19団体が制定していて、近隣市では新座市が平成29年4月、志木市が平成31年4月に制定している。

最後に、条例の施行については、令和3年4月1日を予定している。

【意見等】

(宮村市民環境部長)

休業の期間中は無給となるのか。

(担当課：齊藤職員課人事研修係長)

そのとおりである。

【結果】

原案とし決定し、庁議に諮ることとする。

【議題】

3 上下水道部組織再編（案）

【説明】

(担当課：西島水道経営課長)

令和3年4月1日施行予定の上下水道部組織の再編案について、説明させていただく。

再編の背景としては、今年度より下水道事業が公営企業会計を導入したことがある。

これにより上水道、下水道、両事業ともに地方公営企業法を適用し、経営や経理の仕組みがほぼ同じとなった。そのため、健全かつ効率的に経営を進める上において、同じ視点を持つ必要性が高まっている現状がある。

そこで、上下水道の両事業を同じ経営視点で捉え、効率的かつ健全な経営をより一層推進するため、両事業の経営部門の統合を行いたいということが今回の再編の趣旨である。

なお、課の名称については、上下水道総務課とする。

上下水道総務課には、会計庶務係と経営係を配置し、既存の下水道課については、水道経営に対して施設の工事や管理を所管する水道施設課という名称に整合するよう、下水道の工事・管理を所管する下水道施設課という名称に変更したいと考えている。

具体的な変更内容としては、資料2枚目、現状における水道経営課の庶務係と料金係の業務のすべてを見直し、そこに下水道課の業務係の業務を加え、すべての業務を大きく会計部門と経営部門に分け、会計部門は、水道料金・下水道使用料の調定及び徴収、出納事務や職員の給与やサービス、水道庁舎や水道事業用地の管理や課の庶務を所掌する会計庶務係として、経営部門は、上下水道事業の企画や総合調整、予算編成、財政計画、また、上下水道事業管理規程を始めとした例規に関することを所掌する経営係として、2系の体制を考えている。

それぞれの業務の一体化や類似業務の統合が図られることにより、今後、経営基盤の安定や上下水道の連携強化、事務の効率化が図られ、市民サービスの向上にもつながるものと考えている。

今回の上下水道部の組織再編については、今後、水道事業及び下水道事業管理規程等の改正を行い、令和3年4月1日より実施したいと考えている。

【意見等】

(佐藤福祉部参事兼福祉相談課長)

組織再編について、県内や近隣の自治体の動向は。

(担当課：西島水道経営課長)

上下水道の経営部門を統合している自治体は県内で25市町あり、約半数となる。

なお、近隣3市については、志木市と和光市が既に統合しており、新座市は別々に事業を実施している状況である。

(佐藤福祉部参事兼福祉相談課長)

先ほどの説明の中で、統合によるメリットは、経営基盤の安定や上下水道の連携強化、事務の効率化、市民サービスの向上とあったが、その他に大きなメリットはあるか。

(担当課：西島水道経営課長)

今後、下水道経営戦略の策定を予定しているが、水道事業では平成30年度に策定しているため、その際のノウハウを活用することで、コンサルへの委託等を削減できる。

さまざまな場面で水道事業のノウハウを活用することにより、経営コストの削減ができる。

【結果】

原案とし決定し、庁議に諮ることとする。

【議題】

4 上下水道審議会条例（案）

【説明】

(担当課：西島水道経営課長)

「朝霞市上下水道審議会条例(案)」について、説明させていただく。

本条例は、既存の水道審議会と下水道審議会を一つの会議体に統合するために朝霞市水道審議会条例の一部を改正し、朝霞市上下水道審議会条例とし、朝霞市下水道審議会条例を廃止する手続きとなっている。

一つの会議体に統合する趣旨としては、今年度より下水道事業が公営企業会計を導入し、経営や経理の仕組みが、ほぼ同じとなったことから、それぞれの経営状況に対して、同じ視点に立った意見をいただくことが必要であるとの認識に基づいたもので、条例は全8条で構成されている。

内容については、第1条は設置、第2条は所掌事務を定め、第3条の委員としては、15人以内の委員で組織することとしている。1号委員は、市議会の議員、2号委員は、水道または下水道の使用者、3号委員に、知識経験を有する者としている。

委員構成についての要件としては、これまでの水道審議会、下水道審議会を踏襲してい

るものであるが、その選考については、今後はある程度の基準をもって委嘱したいと考えている。

特に2号委員の水道・下水道使用者について、今後は、総合計画における将来像の基本概念である、安心安全なまち、子育てがしやすいまち、などといったコンセプトを担っていただいているような団体から推薦をいただくようなことや、事業者から推薦を受けた者などから構成したいと考えている。

また、3号委員についても、水道や下水道の技術的意見ばかりでなく、企業会計に基づく経営状況などに御意見をいただけるよう、公認会計士などの登用も必要であると考えている。

そして、第4条においては、水道・下水道が持つ、それぞれの特性から、特定の事業者や技術者などから意見を聴取する必要性が生じた場合などを想定して、臨時委員の委嘱ができる旨を規定した。

第5条は会長及び副会長、第6条は会議、第7条は会議の庶務について規定し、第8条の委任までとなっている。

なお、本条例については、令和3年4月1日から施行したいと考えている。

【意見等】

(須田総務部長)

公募委員をお願いする予定はないのか。

(担当課：西島水道経営課長)

公募委員については、2号委員の水道・下水道使用者の中に含まれている。現行の水道審議会条例及び下水道審議会条例においても、同様に2号委員の中に含まれている。

(須田総務部長)

公募委員をお願いするのであれば、他の審議会条例などに習い、2号委員の中にも含めるのではなく、独立した項目を追加してはどうか。

(担当課：西島水道経営課長)

いただいた意見を踏まえ、検討させていただく。

(須田総務部長)

2号委員の水道・下水道使用者では、ほぼすべての市民が対象となるので、もう少し対象を絞った表記にしてはどうか。

(担当課：田中上下水道部次長兼下水道課長)

いただいた意見を踏まえ、検討させていただく。

【結果】

一部修正し、庁議に諮ることとする。

【閉会】